

粕屋町産後ケア費用助成のご案内

粕屋町では、お母さんが安心して子育てができるように助産師等が体調管理や育児をサポートする「産後ケア事業」の助成を行います。

利用できる方

粕屋町に住民票がある生後1年未満の赤ちゃんとお母さんと、産後ケアを必要とする方（心身の不調や疾患がある等、医療が必要な方は利用できません）

※施設によっては利用可能なサービスや年齢を定めている場合があります。



産後ケアの内容

- ❁ 宿泊型・通所型は施設内で、居宅訪問型は利用される方のご自宅等でのご利用となります。
- ❁ お母さんが困っていること（授乳、寝かしつけ、抱っこ、赤ちゃんのあやし方、沐浴）をお聞きし、対応方法等をお伝えします。
- ❁ お母さんにゆっくり休息と十分な食事を提供します（食事の提供は宿泊型・通所型のみ）。
- ❁ お母さんの乳房のケアや手当の方法をお伝えします。
※お子さんのみのお預かりや、産後ケア中の施設からの外出は助成対象になりません。
※居宅訪問型は、家事援助をする事業ではありません。
※助成の対象は日本国内の施設実施分に限りします。

利用日数

- ❁ 一度の出産につき、宿泊型、通所型、居宅訪問型合わせて通算 7 日間以内の利用となります。

種 類	利用日数のカウント
宿泊型	1泊2日⇒2日間、2泊3日⇒3日間
通所型・居宅訪問型	1日⇒1日間 ※ただし居宅訪問型の利用時間は2～3時間以内が目安です

利用方法

- ① こども家庭センター（健康センター内）へ「利用申請書※1」を提出してください（郵送可）。
妊娠32週以降より申し込みできます。申請後、「利用決定通知書」を送付いたします。
再発行はできませんのでお気をつけください。
※1)健康センターの窓口又はホームページよりダウンロードできます。
- ② 利用施設へ連絡し、利用や日程調整等をご相談ください。
- ③ ご利用の際は、必ず「利用決定通知書」をご提示し、裏面の「産後ケア利用表」に利用日の記入と施設印を貰ってください。

※生活保護世帯・町民税非課税世帯の方は、自己負担額分が免除されます。免除を希望する方は、生活保護世帯は保護受給証明書、町民税非課税世帯は生計中心者の町民税非課税証明書（4月から6月までに申し込む場合は前年度の非課税証明書）を、利用申請書に添えて提出してください。

※内容が確認できないなどにより助成ができない場合があります。

※キャンセル・変更は早めに施設へご連絡ください。キャンセル料が発生することがあります。

裏面あり



粕屋町
ホームページ
2次元コード



【問合せ・郵送先】

〒811-2392 糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目1-1
粕屋町こども家庭センター 母子保健係
TEL 092-410-3262



委託施設にて利用される場合

契約施設(表 1)で利用時に直接利用者負担額(表 2)お支払いください。

表 1 契約施設 ※R7.4.22 時点 ※粕屋町 HP では随時委託施設を更新しています

	医療機関名	宿泊	通所	居宅	電話番号
粕屋町	ゆいレディースクリニック	×	○	×	092-939-3517
志免町	筑紫クリニック	○	○	×	092-936-3939
	権丈産婦人科医院	○	○	×	092-935-0505
福岡市東区	青葉レディースクリニック	○	○	×	092-663-8103
	真田産婦人科麻酔科クリニック	○	○	×	092-681-0175
	助産院・師名	宿泊	通所	居宅	電話番号
宇美町	三つ葉助産院	×	×	○	090-2394-3281
久山町	母と子のおうち はる助産院	×	×	○	070-4735-1108
那珂川市	カフナ助産院	×	×	○	090-8918-4756
福岡市東区	COCO ながたベビーケア ROOM	×	×	○	090-1971-8562
	助産院 hygge (ヒュッゲ) ※R7.6~	×	×	○	080-1444-4751
	きらり助産院	×	×	○	090-5294-3368
	ママのサポートあさがお	×	×	○	070-4202-4916
	ゆう助産院	×	×	○	070-9287-5318
	ひだまり助産院	×	×	○	090-9402-2474
福岡市南区	ベビファミ相談室 nakayoshi	×	×	○	080-6068-3556

表 2 利用者負担額

種 類	自己負担額	
	産婦と乳児 1 人	多胎児加算(乳児 1 人につき)
宿泊型(ショートステイ)	1日 3,000円 (1泊2日の場合 6,000 円)	1日 1,500円 (1泊2日の場合 3,000 円)
通所型(デイサービス)	1日 2,000円	1日 1,000円
居宅訪問型(アトリーチ)	1日 1,000円	1日 500 円

契約外施設で受診される場合

申請により、後日産後ケアにかかった費用の一部を助成します。費用を一旦全額自己負担していただき、最後に利用した日から 1 年以内に申請してください(郵送可)。利用料から自己負担額(表1)を差し引いた額の助成を受けることができます。ただし、助成上限額があります(表3)

🌸 申請必要書類: 申請書、利用決定通知書、領収書及び明細書、通帳又はキャッシュカード、本人確認書類

表3 助成上限額

種 類	町民税課税世帯		町民税非課税世帯・生活保護世帯	
	産婦と乳児 1 人	多胎加算(1 人につき)	産婦と乳児 1 人	多胎加算(1 人につき)
宿泊型	1日 27,000 円	1日 13,500 円	1日 30,000 円	1日 15,000 円
通所型	1日 18,000 円	1日 9,000 円	1日 20,000 円	1日 10,000 円
居宅訪問型	1日 9,000 円	1日 4,500 円	1日 10,000 円	1日 5,000 円